

岡山市委託業務への参加者の有無を確認する公募手続に関する要綱

平成25年3月26日財政局長決裁

平成25年4月1日適用

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条に定める随意契約を締結する手続の透明性及び競争性を確保するため、委託業務への参加者の有無を確認する公募手続（以下「公募手続」という。）について定めるものとする。

(対象業務)

第2条 公募手続は、特殊な技術設備等が不可欠であることを理由として特定の者と随意契約しようとするものについて、予算費目が委託料であるものであって、当該技術設備等を明示して他に参加者がいないかどうかを確認する必要がある業務を対象とする。

(参加意思確認書の提出)

第3条 委託業務への参加者の有無を確認するため、当該業務への参加意思及び当該業務に必要な要件を満足することを確認する書類（以下「参加意思確認書」という。）の提出を公募により求めるものとする。

2 参加意思確認書の提出期限は、原則として、当該業務に係る説明書（以下「説明書」という。）の交付開始日の翌日から起算して、次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各区分に掲げる日数以上とする。

(1) 公募手続の公示日以前に第5条に定める公示予定情報を公表した場合 10日

(2) 公募手続の公示日以前に第5条に定める公示予定情報を公表していない場合 20日

(応募要件)

第4条 公募手続への応募要件は、当該業務の目的及び当該業務に必要な技術、設備等を踏まえ、当該業務に真に必要な要件として第1号に加え、第2号から第8号までに掲げる事項を適宜選択し、定めるものとする。この場合において、過去に随意契約をしていたものにあつては、過去の随意契約理由との整合性にも十分留意するものとし、新たに公募手続を行う業務にあつては、委託事務事業の執行の適正化に関する規程（昭和58年訓令甲第20号）第8条に定める各局室区事務事業委託審査委員会（以下「委託審査委員会」という。）での審査を経るものとする。

(1) 基本的要件 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であって、岡山市指名停止基準に基づく指名停止期間中でないこと。

(2) 技術力に関する事項

(3) 設備，システムに関する事項

(4) 中立性，公平性に関する事項

(5) 守秘性に関する事項

(6) 業務執行体制に関する事項

(7) 業務実績に関する事項

(8) その他市長が必要と認める事項

（公示予定情報の公表）

第5条 公募手続において確実に参加者の有無の確認を行うため，次条に定める公示の日の10日以上前に公示に関する予定情報（以下「公示予定情報」という。）を公表する場合は，次に掲げる事項を掲示又はホームページへの掲載により公表するものとする。

(1) 業務名

(2) 業務概要

(3) 公示予定時期

(4) 公示の掲載予定場所

(5) 業務担当課名

（公示）

第6条 業務に関し，契約事務を担当する課長（以下「担当課長」という。）は，参加意思確認書の提出を求める場合，次に掲げる事項を公示するものとする。

(1) 業務名，業務概要及び履行期限（又は履行期間）

(2) 当該業務により達成しようとする業務目的

(3) 当該業務の実施に当たり必要とする技術，設備等の応募要件

(4) 参加者の有無を確認するための公募であること。

(5) 説明書の交付期間，交付場所及び交付方法

(6) 業務担当課名

(7) 参加意思確認書の提出期限，提出場所及び提出方法

(8) 第3号に掲げる応募要件を満たすと認められるものが1者の場合は、相手方を特定した随意契約の移行すること。

(9) 第3号に掲げる応募要件を満たすと認められるものが複数の場合は、当該応募者に対して、指名競争入札を実施する予定であること及び入札予定日、又は企画競争による企画提案書等（以下「提案書」という。）の提出を要請する予定であること及び提案書の提出予定期限

(10) 岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について（昭和61年市告示第120号）に基づく岡山市一般競争（指名競争）入札参加資格有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登載されていない者であっても参加意思確認書を提出することができるが、その場合は、参加意思確認書の提出と併せて有資格者名簿に登載されている者と同等であることの認定を受けなければならないこと。

(11) 前号に掲げる場合にあっては、有資格者名簿に登載されている者と同等であることを認めるために必要な書類

(12) その他必要と認める事項

2 前項の規定による公示は、掲示又はホームページへの掲載により行うものとする。

（説明書の交付）

第7条 担当課長は、前条の規定による公示後速やかに説明書の交付を開始するものとし、参加意思確認書の提出期限の日の前日まで交付するものとする。

2 説明書には、前条第1項第1号から第4号まで及び第6号から第12号までに掲げる事項並びに次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 業務の詳細な説明

(2) 説明書に対する質問受付期間、質問受付担当部局、質問方法及びその回答方法

(3) 参加意思確認書記載上の留意事項

(4) 参加意思確認書が提出期限までに到達しなかった場合は、参加意思確認書を無効とすること。

(5) 参加意思確認書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とすること。

(6) 提出された参加意思確認書は、返却しないこと。

(7) 提出された参加意思確認書は、参加意思確認書の審査以外に提出者に無断で使用しな

いこと。

- (8) 提出期限以降における参加意思確認書の差替え及び再提出は認めないこと。
- (9) 参加意思確認書に記載した配置予定技術者は、変更することはできないこと（配置予定技術者を必要とする場合に限る。）。
- (10) 参加意思確認書に虚偽の記載をした場合は、当該参加意思確認書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがあること。
- (11) 第9条第1項及び第2項に掲げる事項
- (12) 予算その他本市の事情により、手続を中止する場合があること。
- (13) 必要と認める事項

3 説明書には、必要に応じて公示の写し、図面、仕様書及び現場説明書を付するものとする。

（参加意思確認書の確認）

第8条 参加意思確認書が提出された場合、委託審査委員会で審査するものとする。

- 2 担当課長は、前項の審査の結果、参加意思確認書を提出した者に対し審査結果を通知するものとする。
- 3 第1項の審査の結果、応募要件を満たさない者に対する通知には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 応募要件を満たさないとされた理由（第4条に掲げる応募要件のうち欠くこととされたものを含む。）
- (2) 前号に定める応募要件を満たさないとされた理由についての説明を求めることができると及び当該手続は、この要綱に基づく特定手続及び契約手続の執行を妨げるものではないこと。

(3) 次条第1項に掲げる事項

4 第1項の審査の結果、応募要件を満たすと認められた者に対する通知には、別に入札書の提出又は提案書の提出を要請する予定であることを記載するものとする。

（応募要件を満たさないとされた理由の説明）

第9条 前条第3項に規定する通知を受けた者は、通知を受け取った日の翌日から起算して7日（岡山市の休日を定める条例（平成元年市条例第44号）第1条に規定する市の休日

を除く。)以内に、書面により、市長に対して応募要件を満たさないとされた理由についての説明を求めることができるものとする。

2 市長は、応募要件を満たさないとされた理由についての説明を求められたときは、特別の事情がある場合を除き、説明を求めることができる最終日から起算して10日以内に、書面等により回答するものとする。

3 担当課長は、前項の回答の内容を委託審査委員会に報告するものとする。

(応募要件を満たすと認められる者が複数いる場合の取扱い)

第10条 応募要件を満たすと認められる者が複数いる場合には、次項及び第3項に掲げる手続きに基づき指名競争入札又は企画競争を行うものとする。

2 応募要件を満たすと認められる者に対して、指名通知又は提案書の提出を要請するものとする。

3 前項による指名又は提案書の提出要請は、辞退することができるものとし、辞退したことを理由としてその他の契約において不利益な取扱いをしないものとする。

(応募要件を満たすと認められる者が1者の場合の取扱い)

第11条 次のいずれかに該当する場合は、相手方を特定した随意契約の手続に移行するものとする。

(1) 参加意思確認書の提出者が1者の場合

(2) 提出された参加意思確認書を審査した結果、応募要件を満たすと認められる者が1者の場合

(3) すべての応募要件を満たすと認められる者が1者を除き指名又は提案書の提出要請を辞退した場合

(4) すべての応募要件を満たすと認められる者が1者を除き提案書を特定するための基準に示す条件を満たさない場合

(委任)

第12条 この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月26日財政局長決裁）

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。